

7・3 外国人船員問題

7・3・1 ILO 最低賃金交渉

各国の自国籍船に乗り組む船員の労働条件協議の基礎となる ILO Minimum Wage for Able Seafarers (以下、「ILO 最低賃金」)は、ILO 第 187 号勧告に基づき、国際海運連盟(ISF)と国際運輸労働者連盟(ITF)で構成するILO 合同海事委員会 (JMC)で協議の上、決定されており、平成 13(2001)年 3 月以降は原則 2 年毎に見直されてきた。

しかしながら、平成 21(2009)年に ISF 側がリーマンショック後の不安定な経済状況を理由に交渉実施を引き延ばしたため、同 20(2008)年 12 月末日以降、同最低賃金は US\$545 のまま凍結状態にあったところ、同 23(2011)年 4 月 26 日・27 日に合同海事委員会が開催され、同 24(2012)年から同 25(2013)年まで以下のとおり段階的に引き上げることで合意された。

- ・平成 24(2012)年 1 月 1 日:US\$555
- ・平成 25(2013)年 1 月 1 日:US\$568
- ・平成 25(2013)年 12 月 31 日:US\$585

当協会は今次合同海事委員会に ISF の一員として出席し、最低賃金の引き上げ幅を最小限に留めるよう努めた。

7・3・2 IBF 交渉

1. IBF 中央交渉および地域交渉

(1) 中央交渉

外国籍船に乗り組む外国人船員の賃金等に関する国際交渉団体協議会(IBF)交渉は、国際運輸労働者連盟(ITF)と、使用者側の交渉グループ(JNG)の間で 2 年毎に行われており、当協会は、わが国の使用者側として直接 IBF 交渉に携わっている国際船員労務協会(IMMAJ)から情報を得つつ、同協会を通じて船主意見の反映に努めている。

IBF 交渉では、従来、トータル・クルー・コスト(TCC)の増減率について交渉されてきたが、平成 23(2011)年の交渉からその方法論を変更することが予め労使間で取り決められていた。新しい方法論の概要は以下のとおり。

- ・TCC の構成要素を 2 つに区分し、船員の賃金や組合に関わる基金等を A 項目、組合非関連の基金や公的要素の強い基金等を B 項目とする。
- ・中央交渉では A 項目の引き上げ率についてのみ交渉し、A 項目・B 項目への TCC 各要素の具体的な振り分けや、中央交渉で妥結した引き上げ率を A 項目内で如何に割り振るかについては、地域交渉に委ねる。

ITF と JNG は、新しい方法論により、平成 23(2011)年 7 月にマイアミで中央交渉を行った結果、A 項目を現行比で平成 24(2012)年に 2.0%、同 25(2013)年に 2.5%、同 26(2014)年に 3.0%、

それぞれ引き上げることで合意し、引き上げ率をA項目内で如何に割り振るか等については、地域交渉に委ねられた。

(2) 地域交渉

中央交渉の妥結を受け、平成 23(2011)年 9 月 9 日、国船協と全日本海員組合との地域交渉が開始された。その後、正式な交渉委員会の下部組織として、「小委員会」を設置して交渉を重ねた結果、同 10 月 26 日の交渉委員会で妥結した。主な妥結結果の概要は次のとおり。

①部員賃金の引き上げ(AB 船員(熟練船員)の月額手取り賃金)

平成 24(2012)年:US \$ 20

平成 25(2013)年:US \$ 22

平成 26(2014)年:US \$ 30

(3 年間で合計 US \$ 72 増額)

②JSU 福利基金(23 名のモデル船 1 隻につき 1 カ月あたりの引き上げ額)

平成 24(2012)年:US \$ 38

平成 25(2013)年:US \$ 13

平成 26(2014)年:US \$ 20

(3 年間で合計 US \$ 71 増額)

③On-board Training Fund(仮称)の創設

将来的な船舶職員不足が予想される中、キャデット育成促進を図る基金として、On-board Training Fund の創設を決定。キャデットを乗せていない船が課徴対象とされるが、具体的な運用方法は今後検討されることとなっている。

2. 海賊問題に係る IBF 交渉

平成 23(2011)年 3 月開催の IBF High Level Officers 会議において、アデン湾・ソマリア沖の海賊出没海域を航行する船舶に乗り組む船員の労働条件に関する協定に関し、平成 23(2011)年 4 月以降の取り扱いについて概要以下が合意された。

(1)いわゆる High Risk Area の海域設定(アデン湾および東ソマリア沖 400 海里)および就労条件(基本給の 100%相当の特別手当支給・死亡および障害補償の倍増・乗船拒否権)は維持。

(2)海賊出没海域の拡大に鑑み、インド洋北方から南西をカバーする海域を High Risk Area に準じた「Extended Risk Zone」とし、以下の就労条件を設定(乗船拒否権はない)。

- ・当該海域を航行中に海賊の襲撃を受けた場合にのみ、当該区域での航行日数と同じ回数を上限として、襲撃 1 回あたり基本給の 100%を支給。

- ・ハイジャックされた場合は、High Risk Area に係る就労条件を適用。

その後、平成 24(2012)年 2 月に行われた IBF High Level Officers 会議において、同年 4 月

から、High Risk Area に西アフリカ(ナイジェリア沖およびベナン沖)を追加することが合意された。